

令和5年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 7月 18日(火) 午後2時30分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 6番 | 安部 好恵 | 8番 | 中嶋 誠 |
| 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | | |
|----|------|----|-----|-----|--------|
| 5番 | 倉増 知 | 7番 | 俵 薫 | 11番 | 伊藤 美和子 |
|----|------|----|-----|-----|--------|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 山縣 正明 | 岩山 澄男 | 佐藤 和美 |
| 阿野 秀文 | | |
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 松田 孝子 |
|-------|
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 市村 祥二 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小池 正晃 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後2時30分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和5年第7回総会を開会いたします。本日の出席委員19名中16名でございます。欠席委員は5番、倉増委員、7番、俵委員、11番、伊藤委員の3名でございます。報告いたします。それでは美祢市農業委員会規則第16条第2項の規定により、議事の署名委員を議長より指名したいと思っておりますがよろしゅうございますか。それでは指名いたします。6番、安部委員、9番、石田委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思っております。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6件朗読。</p> <p>農地法第3条、許可申請6件について説明いたします。</p> <p>権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具をすでに保有されていることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数が基準を満たすであろうと考えます。第5号の転貸禁止要件に該当しません。第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>続きまして2件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具を順次購入されることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入される</p>

	<p>ことから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。今まで賃貸借契約を行い、土地を借り受けておりましたが、このたび譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地・借り受け地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、先程お伝えした賃貸借の合意解約の書類も提出されております。</p> <p>5件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。農地の集積及び農地売買等事業実施のため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地・借り受け地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は順次購入されることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
井町委員	<p>2番の井町でございます。7月7日に会長、事務局、井上委員と私で現地調査を行いました。</p> <p>1番と2番は新規でございますので見ておりません。3番と4番でございますが、現地の確認をいたしました。●●の近くに●●がいらっしゃいますが、その前に現地がございます。大変よく耕作してあります。また、後で合意解約が出てまいります。合意解約をしてそれで購入をされるということでございます。問題はないと思います。</p> <p>5番でございますが、現地は、●●に●●があります。法人で、3ヶ所を見ました。よく管理してあります。これも全然問題はございません。ご審議の程よろしく願いをいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。 山縣推進委員いかがですか。
山縣推進委員	別に無いです。
議長	岩山推進委員いかがですか。
岩山推進委員	推進委員の岩山と言います。3番と4番の件ですが、井町委員と現地確認を行っております。言われたとおり何の問題もないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。
議長	佐藤推進委員いかがですか。
佐藤推進委員	推進委員の佐藤です。5番についてですが今、言われましたように●●で管理をされるというふうに聞いております。問題はないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 他にございませんか。 よろしゅうございますか。では採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 5 条許可申請 1 件について説明いたします。8 ページ、資料 7 の箇所です。申請地は●●から南に 2 k m の位置にある農用地区域外農地です。申請地は資材置場を確保するためのものです。この案件については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
井町委員	はい、2 番井町です。あの現地は●●から●●に向かいまして、●●に●●があります。そこを左側に入ります。そして●●がございしますが、そこにあります。特段問題はないと思っております。よろしく願いをいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
阿野推進委員	はい、委員のご報告のとおりで特にありません。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特に無いようございましたら採決に移りたいと思っておりますがよろしゅうございますか。</p> <p>議案第 2 号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 2 号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農振法に基づく除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農振除外申請 1 件について説明いたします。</p> <p>資料 1 0 ページと 1 1 ページ、資料 8 の箇所です。申請地は●●から北に 1 . 9 k m の位置にある農用地区域内農地です。農業用</p>

	施設を設置するための申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
井町委員	はい、2番の井町です。現地は、●●の反対側でございます。この前からお話ありますように、営農型の発電システムということでイチジクを栽培されるということでございます。問題ないと思いますのでご審議をよろしく願いいたします。
議長	はいありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
事務局	本日、地元委員の松田推進委員が欠席されております。
議長	地元委員欠席なので私の方から補足説明をいたします。イチジクの加工をするための施設らしいです。乾燥イチジク作られる計画になっているようで、別に問題はないと思います。 委員の皆さんより何かございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。 議案第3号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(はいの声)
議長	ありがとうございます。 議案第3号は原案のとおり決定をし、現地調査を行った委員の意見を添えて市長の方へ報告をするものといたします。 それでは続きまして議案第4 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読1件。 合意解約1件について報告いたします。 この案件は今まで賃貸借契約をされておりましたが、その土地を譲り受けることになったため双方の合意により解約することになったものです。先程説明しました3条申請の関係となります。以上報告いたします。

議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>これは別に現地調査は、ありません。先程の3条申請で、地元委員より出ておりましたので別に問題ないですかね。</p> <p>無いようでしたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>現況証明願の提出が2件ございましたので説明いたします。</p> <p>1件目、12ページから14ページ、資料9をご覧ください。昭和61年に車庫を建ててから隣接する●●の土地、宅地として利用されております。</p> <p>2件目、15ページから16ページ、資料10をご覧ください。昭和3年頃より耕作放棄され現在、宅地として利用されております。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
井町委員	<p>はい、2番井町です。</p> <p>1番でございます。現地が、●●から●●に向かいまして●●がございます。左側に●●がありますが、その●●の真後ろでございます。もう既に、宅地化しております。問題はないと思います。</p> <p>それと2番目でございます。現地は●●から●●に向かいまして、先程言いました●●があります。そこを左に旧道に入るところでございます。ここは昔、●●があったそうでございます。そのままになっているということでこの人はここに家を建てて、農業をしたいということでございます。どうかご審議の程よろしく願いいたします。問題はないと思います。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。 地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>推進委員の山縣です。井町委員が言われたように、別段問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
阿野推進委員	<p>推進委員の阿野です。●●のところですけど、委員の報告のとおりで特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。 では以上を持って報告第2号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位6 報告第3号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 それでは別紙の農地所有適格法人報告書の方ご覧ください。3枚綴りになっております。 別紙にありますように1件、●●から提出がありました。提出されました報告書の事業状況、構成員の状況、執行役員の状況等審査したところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら以上を持って終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。 以上で報告3号を終わります。 それでは次に、議事順位第7 報告第4号 美祢市農地利用最適化推進委員の選考結果について事務局より朗読並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>朗読。</p> <p>美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 第3条に規定する定員が25名について募集した結果、定数25名に対して25名の応募がございました。内訳といたしまして、応募20名、推薦5名でございました。この25名の方につきましては、本日開催いたしました美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会により選考を行い、25名を選出しております。選考結果については後ほど選出委員長の井町委員から報告されます。今後の予定としまして、7月20日開催の第8回総会で新委員の皆様、推進委員の委嘱の承認を頂くようになります。承認いただければ7月26日に農業委員会から農地利用最適化推進委員の委嘱を行う予定でございます。以上で報告第4号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは選考委員長より報告をお願いします。</p>
井町委員	<p>はい、2番の井町でございます。昨年の4月に選考委員会の委員の補選によりまして、副会長を縄田さん、会長を井町が受けました。そういうことで今日、美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたしました。その内容をご報告申し上げます。本日配布しております資料、美祢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会結果を見てください。先程事務局から説明がありましたように、25名応募がありました。本日委員会を開催し厳格に選考した結果、適切である者25名となりましたのでご報告を申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かこの件につきまして意見等ございましたらお願いいたします。特に無いようございましたら終わりたいと思います。よろしゅうございますか。以上で報告第4号を終わります。</p> <p>それではその他の方に入りたいと思います。</p> <p>7月の農業相談日ですが、相談がございました。</p> <p>本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。皆さんの方から何か意見等ございましたら、お願いをいたします。</p>
事務局	<p>これからの日程でございます。</p> <p>第8回総会7月20日、10時から美祢市の本庁、3階第1・2会議室で行われます。こちらについては、議会の承認をいただきました新委員、農業委員が対象となります。</p> <p>次に、7月20日に農業最適化推進委員選出、議案で選出されました後に26日に、推進委員の任命の方をしたいと思います。こちらの方が、美祢市民会館の2階大会議室で午後1時30分から行いたいと思っております。約30分程度でございます。</p>

議長 事務局	<p>その後、農業委員と推進委員を交えて、今度の農地パトロール等日程等協議していきたいと思っています。</p> <p>それでは、総会は一度締めたいと思います。互礼をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>ご起立ください、礼。</p> <p>午後3時30分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和5年7月18日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>
---------------	---

